



録画映像



問 B自治会が受託した市道の草刈り業務について問う

津市から令和4年度に市道の草刈り業務を受託したB自治会は、多面的機能支払交付金を活用しているA組織が行う同市道のり面の草刈り活動に受託事業を混在させ、自治会員の日当および機械等の借貸もA組織への交付金から支払われた。

また、津市に提出された報告書類では、A組織の活動をB自治会の活動としている。きちんと区分しなければいけないのでは。

答 作業をする方に区分についてしっかりと説明するよう指導する

A組織は、のり面の草刈り活動を、B自治会が受託した市道の草刈り業務とは区分して多面的機能支払交付金から日当等を支払っている。

しかし、A組織の構成員はB自治会の会員を兼ねているため、作業としては、市道とのり面の草刈りを一体として行うなどして、同日に行われている。

路肩の草刈りなのか、のり面の草刈りなのかの認識なく作業している方がいると思われることから、構成員にしっかりと説明するよう指導していく。

その他の質疑・質問

- A組織防災訓練について
- 畦畔・農用地のり面等の草刈りについて
- ポンプ小屋の維持管理について
- ため池破損個所の修理、のり面の初期補修、見回りについて
- 交付金返還要求となり得る事項に該当しない法的根拠について

▶ B自治会が市に提出した委託業務実績報告書に添付されているのはA組織の活動写真



録画映像



問 災害時の燃料確保を問う

災害時はさまざまな状況から燃料調達が難しくなり、災害復旧や避難生活に支障がでると予想される。そこで、他の自治体や民間企業は独自のルートで燃料供給会社と契約し、災害時の燃料確保に努めているが、津市の取り組みは。

また、津市においても、他の自治体や民間企業に倣い、災害時にタンクローリーの配車や燃料確保が最低限できるよう努めるべきではないか。

答 災害時応援協定に基づき調達することを基本とする

災害時の燃料調達については、三重県石油商業組合津支部および一志支部や三重県津LPガス協議会との災害時応援協定に基づき調達することを基本としており、今後も継続していく。また、公用車に小まめに給油する満タン運動を実践していきたい。

議員が提案する他の自治体や民間企業の例については、詳細を把握していないことから、今後、調査研究をしていきたい。

その他の質疑・質問

- 食品調理系廃油の燃料への転用拡大について
- 災害時燃料の少量危険物の除外について
- 工業団地造成についての、インセンティブについて
- ChatGPTの活用について
- ホームページの多言語化について

▶ 災害時の燃料確保は必要不可欠

